

関係学校長 様

京都府知事 西脇 隆俊

令和6年度京都府高校生等修学支援事業の実施について

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第31号）及び京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱（平成17年京都府告示第253号）に基づき、令和6年度京都府高校生等修学支援事業を実施します。

つきましては、下記により事業内容の周知、申請書類の取りまとめ及び提出等について、よろしく願います。

記

1 事業の周知

別添の「令和6年度京都府高校生等修学支援事業貸与申請案内（6-8）」（以下「貸与申請案内」という。）を生徒（親権者又は未成年後見人が京都府の区域内に住所を有している者に限る。）全員に配付し、令和6年度の事業内容について、お知らせしてください。

2 令和6年度高校生等修学支援事業制度概要

(1) 制度概要

貸与申請案内に記載のとおり

(2) 対象者等

事業（制度）名	対象者等
① 高等学校等修学金貸与制度（月額） 生徒に京都府から貸与	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学し、正規の修業年限を終えていない者
①- (1) 高等学校等修学支度金貸与制度（入学一時金） 生徒に京都府から貸与	①の高等学校等修学金の貸与を受ける者で、令和6年度入学生
①- (2) 修学支度金特別融資利子補給制度（入学一時金） 保護者が金融機関融資利用	①の高等学校等修学金の貸与を受ける者で、令和6年度入学生の保護者
② 修学支援特別融資利子補給制度 保護者が金融機関融資利用	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）に在学し、正規の修業年限を終えていない者の保護者 * 令和4・5年度入学生は分割融資コースのみ申込み可 * 令和6年度入学生は一括融資コース又は分割融資コースの申込み可

※①と②、①- (1)と①- (2)は、それぞれ所得によりどちらか一方が該当になります。

申請書類の取りまとめと提出について

次のとおり、申請書類を取りまとめの上、京都府教育庁指導部高校教育課まで提出してください。

◆ 高等学校等修学資金貸与制度 (京都府が生徒に直接貸与)

- 1 令和6年度入学生のうち、中学3年生のときに「貸与予定決定」を受けた者
(中学校へ申請書を提出済(4月末の支払希望)の者を除く。)

学校への申請締切 …… 令和6年4月30日

(1) 提出書類

- ア 「高等学校等修学資金貸与申請書(貸与予定者用)」
イ 修学支度金(入学一時金)の貸与希望者のみ
「高等学校等修学支度金貸与申請書」又は「京都府修学支度金特別融資申込資格認定申請書」
ウ 自宅外通学による貸与月額を希望している者
自宅外住所が確認できる書類(「入寮証明書」、「自宅外証明書」等)
※学校長の証明をお願いします。

(2) 高校教育課への提出期限

第1回	令和6年4月12日(金)
第2回	令和6年4月19日(金)
第3回(最終)	令和6年5月7日(火)

(3) 注意事項

- ア (1)のア及びイの申請書の用紙は、中学校在学中の貸与予定決定時に、該当のものを配付しています。
イ 提出期限は3回設定していますので、申請書類が提出され次第、添付書類の不足や記入・押印漏れ等がないか十分確認の上、整ったものから順次提出願います。

3 随時申請

令和6年度入学生以外の申請

令和6年5月16日以降の申請（令和6年度入学生含む。）

(1) 提出書類

（「令和6年度京都府高等学校等修学資金貸与申請のための手引き6-9」参照）

- ア 「高等学校等修学資金貸与申請書（在学申請者用）」
- イ 「京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書・推薦書」
- ウ 所得に関する証明書類
- エ 「京都府高等学校等修学資金利用誓約書」
- オ 「高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書」
- カ その他必要書類

(2) 注意事項

- ア 申請は随時できますが、申請日の翌月分からの貸与となります。
申請書類は、添付書類の不足や記入・押印漏れがないか十分確認の上、速やかに提出してください。
- イ 年度末（1～3月）の新規貸与申請については、予算の範囲内での執行となりますので、必ず事前に高校教育課へ電話連絡の上、申請書類を提出してください。

◆修学支援特別融資利子補給制度（保護者が金融機関融資を利用）

- 1 令和6年度入学生のうち、中学3年生のときに利用申込みをした者
（中学校へ申請書を提出済（4月末の認定希望）の者を除く。）

学校への申請締切 …… 令和6年4月30日

(1) 提出書類

- ア 「京都府修学支援特別融資申込資格認定申請書」
- イ 所得を証明する書類（源泉徴収票（写）又は確定申告書（写））

令和6年度 「京都府奨学のための給付金」支給事業（概要）

名称	京都府奨学のための給付金					
制度の趣旨	高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し経済的支援を行う。					
実施主体	京都府					
対象者	<p>京都府内に居住している保護者のうち、令和6年7月1日(基準日)現在、次の1～3のいずれにも該当する生徒の保護者</p> <p>1 生活保護受給世帯(生業扶助受給)の生徒及び住民税所得割額非課税世帯の生徒(失業・倒産等により家計が急変し、家計急変発生後1年間の収入見込が住民税所得割額非課税相当と認められる世帯(以下「家計急変世帯」といいます。)の生徒も該当する場合があります。)</p> <p>2 保護者(親権者等)が京都府内に在住していること</p> <p>3 平成26年4月1日以降に入学しており、国の「高等学校等就学支援金」又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部の在籍者を除く)であること</p>					
支給額	令和6年7月1日現在の世帯区分		国公立		私立	
	①生活保護(生業扶助)受給世帯		全・定・通	年額 32,300円	全・定・通	年額 52,600円
	②住民税「所得割額」非課税世帯(①に該当する場を除く。)	②-1 非課税世帯第1子への給付額	全・定	年額 122,100円	全・定	年額 142,600円
		②-2 非課税世帯第2子以降への給付額※	通・専	年額 50,500円	通・専	年額 52,100円
			全・定	年額 143,700円	全・定	年額 152,000円
			通・専	年額 50,500円	通・専	年額 52,100円
	<p>※ 15歳以上23歳未満の扶養されている兄又は姉等がある場合に限る (基準日以降家計急変によって支給対象となった場合は、月割での支給となります)</p>					
事業案内の時期	令和6年4～5月中(予定) ○高校から生徒(保護者)へ募集案内(申請書類)を配布					
申請時期	令和6年7月頃 (新生入一部早期給付希望者は4～5月頃、また家計急変世帯は随時)					
支給時期	令和6年10月下旬(新生入一部早期給付希望者は6月下旬以降)					
高等学校等修学金(貸付金)との調整	<p>※修学金(貸付金)の一部を減額調整します。(世帯区分①を除く。)</p> <p><例>公立の場合</p> <p>②-1 奨学給付金 年額 122,100円 → 貸付金減額 月 10,000円×12月 (貸付上限額 月 18,000円→月 8,000円)</p> <p>③-2 奨学給付金 年額 143,700円 → 貸付金減額 月 11,000円×12月 (貸付上限額 月 18,000円→月 7,000円)</p> <p>貸付金と給付金の合計が、希望された貸付金の年額を下回らないように調整を行います。(将来、生徒本人が返還しなければならない貸付金額を減少させることで、一層、安心して高校等で学習できるよう支援をするためです。)</p>					
担当課	<p>◇国公立高校等・・・教育庁高校教育課</p> <p>◇私立高校等・・・文化生活部文教課</p>					

事務連絡
令和6年4月1日

各学校
修学支援事務担当者様

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係

京都府高等学校等修学資金の貸与申請に係る添付書類の様式について

京都府高等学校等修学資金の貸与申請に係る添付書類の様式について、下記のとおり送付します。

記

1 所得額証明申請書（修学資金申請用）

市区町村長が発行する「課税証明書」が必要な場合、「所得額証明申請書」を使用することにより、京都府内の市町村（京都市を除く。）では発行手数料を免除の上で交付を受けることができます。

なお、次の事項に注意してください。

- (1) 申請者又は学校が、府内の市町村（京都市を除く。）の窓口へ提出するものであり、学校や高校教育課へ提出するものではありません。
- (2) 京都市内に在住している場合は、生徒が特別支援学校に在学しているときに限り、京都市各区等の窓口で「所得額証明申請書」を使用できます。
- (3) 別添の「所得額証明申請書」については、京都府高等学校等修学資金の申請用です。（各市町村長あて、事業ごとに毎年度依頼しています。）
- (4) 平成30年度から、京田辺市については、府立学校から一括して申請する場合のみ手数料を免除していただくことになりました。

2 自宅外証明書

自宅外通学の月額での貸与を希望される場合は、自宅外住所を確認できる書類が必要です。この様式のほか、学校所定の在寮証明書でも構いません。

3 特別融資を利用できないことについての申告書

所得基準を超過しており特別融資利子補給制度が該当するが、失業、自己破産等により金融機関の融資を受けられない場合に、申告していただくことにより京都府の直接の貸与（高等学校等修学資金貸与）の申請が可能になる場合があります。

（個別の案件ごとに御相談ください。）

担当	修学支援係
電話	075-414-5043